

仙台市の熊本市支援：東日本大震災の経験から

仙台市危機管理室危機管理課長
田脇正一

1. はじめに

熊本地震では、仙台市は熊本市の支援を行った。この支援では、東日本大震災での被災経験を生かせるよう心がけた。本稿では、その支援内容について、報告する。なお、熊本地震により被災された市町村では、多くの職員の方々も被災され、自宅の復旧、片付けもままならないまま、災害対応業務に取り組みられておりましたことに敬意を表したい。

2. 事前の計画

仙台市では、東日本大震災での課題等を踏まえ、平成25年3月に地震や津波に関する計画、平成26年2月に風水害等や原子力に関する計画に関する計画の改正を行っている。この中で、「他都市等への積極的な災害支援の実施」についても規定し、他都市からの多大な支援を受けた東日本大震災の際の経験を生かし、応援を受ける側に立った、積極的な支援を行うこととしている（参考1参照）。

一方、指定都市市長会においては、平成23年に広域支援の確認事項を決議し、平成25年に確認事項に沿った形で「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を採択し、平成26年4月1日より施行した。この行動計画は、基礎自治体として総合力を有する指定都市がカウンターパート方式により、1対1で被災自治体の支援を行うことで迅速かつ適切な支援を行うものである（参考2参照）。

なお、東京都と全国20の政令指定都市間で結ばれている「21大都市災害時相互応援に関する協定」（2012年4月1日発効）は、加入している都市が被災し自力で十分な応急措置が出来ない場合に、他の大都市が相互に救援協力する協定を有している。

3. 支援ニーズの調査及び人的支援以外の支援

（1）姉妹都市・大分県竹田市への支援

仙台市では、平成24年7月九州北部豪雨において姉妹都市の大分県竹田市等への支援を経験しており、今般の熊本地震においても、震度5強を観測したおり、支援ニーズを調査したが支援は実施していない。

なお、同市は被害を受けながらも、「南阿蘇支援ボランティア 竹田ベースキャンプ」を設置され、熊本県南阿蘇村の支援を実施されており、県域を超えて近隣の自治体が効果的な支援を実施した例として特筆されるものと考えている。

9. 他都市等への積極的な災害支援の実施

国内外の他都市において甚大な人的・物的被害を与える災害が発生した場合、本市は、他都市からの多大な支援を受けた東日本大震災の際の経験を生かし、応援を受ける側に立った、積極的な支援を行う。

(1) 支援の内容

- ア 見舞状の送付、見舞金の寄贈
- イ 情報提供
- ウ 救援物資の送付
- エ 職員の応援
- オ 地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣
- カ その他の支援

(2) 支援の検討及び決定

地震又は風水害等の発生により他都市に甚大な被害が発生し、又は被害の発生が予測される場合には、必要に応じて市長又は副市長の指示により先遣隊を派遣し、現地の被災状況及び支援ニーズの把握を行うとともに、被災自治体のニーズに応じて関係局区を招集し、支援内容の検討及び決定を速やかに行うものとする。

(3) 救援物資の送付

物資の支援の実施に当たっては、被災自治体の支援ニーズ及び現地の状況に応じて、仙台市の備蓄又は流通からの調達により確保し送付する。

(4) 職員の応援

職員の応援については、被災自治体の支援ニーズに応じて、関係各局区より応援部隊を編成し派遣する。応援職員の宿泊先の確保、食料の調達、経費支出等については原則として仙台市が行うものとする。

(5) 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣

地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を求められた場合は、可能な限り被災自治体の意向を踏まえ、内容を決定する。

(6) 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画に基づく被災地支援

広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画が適用された場合は、カウンターパート方式により、被災自治体の支援を行う。

参考1:「仙台市地域防災計画 地震・津波災害対策編【平成28年6月】第2章 公助 第22節 応援協力要請（受援）計画」158頁より抜粋

平成 23 年 10 月 31 日 第 32 回指定都市市長会議にて決議

広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項

今回の未曾有の被害をもたらした東日本大震災に際して、我々指定都市は、被災地に向けた支援を講じてきたが、今後とも一日でも早い復興に向けて全力を挙げて取り組む決意である。

この中で、今回の支援を通じて要求されているのは、「迅速性」と「適切性」である。この両者を今後の施策に反映させていくために、指定都市が連携し、支援活動や避難者の受け入れ等を行う体制の構築が求められる。

一方、支援先と支援元がペアになる対口支援は、被災地の細かいニーズや支援の組み立てなどにより総合力が発揮でき、さらに指示命令系統が簡素でより迅速な対応ができるなど、極めて有効な方法であることが判明した。

今回の経験に基づき、今後の広域・大規模災害における広域支援のあり方を下記のとおり取り決める。原則として、本取り決めに基づき、基礎自治体の中でも最も広範な実務経験と高度な行政能力を有する指定都市が、より緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となり、被災地支援に向けて積極的に取り組むことを確認する。

参考 2：平成 24 年 4 月 27 日（金）第 1 回災害対策基本法改正等に関する地方公共団体連絡会 総務省消防庁 HP 資料 7「広域応援に係る参考資料」より抜粋

（2）熊本地震の情報収集 指定都市市長会事務局を通じて

「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づき、中央連絡本部（本部長：指定都市市長会会長（横浜市長）、指定都市市長会事務局（東京都千代田区日比谷公園市政会館））及び現地連絡本部（広島市、岡山市、北九州市、福岡市）を設置し、被災自治体の状況を情報収集した（参考3を参照）。

九州地方知事会では、東日本大震災の経験を踏まえ、平成23年10月に「九州・山口9県被災地支援対策本部」（本部長：九州地方知事会長）を常設するとともに、支援にあたっては、被災自治体ごとに支援担当県を割り振る「カウンターパート方式」を基本とする「九州・山口9県災害時応援協定」を締結しており、全国知事会等も含めた協議により、指定都市市長会は、当面、熊本市への援助に重点をおくこととなった。

なお、「21大都市災害時相互応援に関する協定」については、被災都市の依頼により適用されるため、当初、適用されないこととなった。

（3）熊本市への物資の支援

指定都市市長会からの情報の他に、各指定都市が独自に掌握した情報等により支援を開始した。

平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に対する「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」における現地支援本部の設置について

平成28年4月17日

指定都市市長会(会長:林 文子 横浜市長)は、平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に対する「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」における現地支援本部を熊本県庁新館10階に設置しました。

現地支援本部において、被害状況を把握し、被災自治体に対する支援を進めます。

1. 現地支援本部について

設置日時	平成28年4月17日(日)9時00分
設置場所	熊本県庁 新館 10階
構成都市	広島市、岡山市、北九州市、福岡市

(参考)中央連絡本部:本部長 指定都市市長会会長(横浜市長)

※中央連絡本部は指定都市市長会事務局(東京都千代田区日比谷公園市政会館)に設置しております。

2. 被災地への物資供給

支援物資については、上記の行動計画に基づき、被災地に近い都市から、被災地のニーズに応じて順次、発送を開始しました。

今後、現地ニーズを勘案して、協力する都市を拡大してまいります。

(支援物資)毛布、粉ミルク、紙おむつ、生理用品、ごみ袋、アルファ米、水、哺乳瓶など

3. 指定都市市長会の支援対象

全国知事会等との協議により、指定都市市長会は、当面、熊本市への援助に重点をおきます。

参考3：指定都市市長会ホームページより

仙台市では熊本市から要望のあった飲料水、粉ミルクの発送を決め、粉ミルクについてはその1割をアレルギー対応とし、更に哺乳瓶や哺乳瓶の消毒用品、アルファ粥等の食料、流通在庫で備蓄していた大人用・子ども用の紙おむつなどの物資を独自に加え、16日夜に発送した。その後も熊本市等の要望により物資を送付した。

(4) 熊本市への人的支援

仙台市では、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づく指定都市市長会からの派遣要請等に基づき職員を派遣し熊本市等が求める支援を行った他、本市独自に熊本市災害対策本部等へアドバイザーを派遣した。

これは、人的支援の必要性を感じ、ニーズの把握のために、発災当初より被災自治体に

対し照会していたが、なかなかニーズが把握できなかったためである。物資の到着確認と支援ニーズの把握のために派遣していた先遣隊からの報告等を基に、東日本大震災の発災当初の動きを考慮して、これから起こり得る事態に応じ必要となる業務を想定し、当該業務に精通した職員を人選し、熊本市役所に対し下記のとおり派遣計画を策定し、派遣を開始した。

派遣に当たっては、東日本大震災時に各業務で中心的な役割を担った職員で、災害対策本部等で直接本部長に意見を具申できるよう次部長級以上の職員と課長級の職員をセットで派遣した。

4月											5月											
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
部長(物資・課長) 支援物資流通					局長級(区役所副区長) 避難所集約、被災者対応					部長(復興計画・課長) 復興計画等												
退職者(健康福祉局・部長) 被災者支援(災害救助法等)					部長(災害対策本部・課長) 災害対策本部運営					局長次長(応急仮設住宅・課長) 仮設住宅建設等												
課長(避難所運営・係長) 避難所運営、支援物資流通					課長(物資・係長) 支援物資流通					係長(災害対策本部) 災害対策本部運営												
課長(災害対策本部・係長) 災害対策本部運営					課長(復興計画・係長) 復興計画等																	

派遣職員の役職と主な業務：（ ）内は東日本大震災当時の担当業務及び役職

アドバイザー派遣に当たっては、市長より「うまくできたこと」を説明する必要はなく、「できなかったこと」「ダメだったこと」をどのようにフォローしたかを伝えるようにという指示を受けて熊本に赴いた。

また、東日本大震災は本市で発生を想定していた連動型の宮城県沖地震をはるかに上回る規模の震災であり、以前より準備していた防災対策に加えて様々な業務が発生したため、神戸市で作成された阪神淡路大震災の記録誌等を参照しながら業務を進めた経験がある。そのため、本市の震災記録誌を各部署に行き渡るように100冊準備した。また、記録誌の末尾には現在の事務の担当課と直通番号を記し、5月下旬までは土日も含めて、問い合わせに対応できるような体制を整えた。

災害対策本部へのアドバイザー派遣(延べ人数 14名)の概要

- (1) 先遣隊
 (内容) 支援物資の到着確認、支援ニーズの調査
 (派遣実績) 4月17日～4月20日 2名
- (2) 支援物資流通、避難所運営
 (内容) 物資流通や避難所運営に関する提言、物資流通システムの構築支援
 (派遣実績) 4月20日～25日 2名
 4月30日～5月4日 1名
- (3) 災害対策本部運営
 (内容) 災害対策本部運営に関する助言や提言
 (派遣実績) 4月23日～30日 1名
 4月30日～5月4日 1名
 5月8日～11日 1名
 5月8日～12日 1名
- (4) 被災者支援(災害救助法等)
 (内容) 災害救助法適用や仮設住宅の建設及び被災者のケア等の提言
 (派遣実績) 4月23日～26日 1名
- (5) 避難所集約、被災者対応
 (内容) 避難者ニーズを調査した上での避難所集約や、復興の組織創設等の提言
 (派遣実績) 4月26日～30日 1名
- (6) 復興計画等
 (内容) 復興計画や財政措置に関する助言や提言
 (派遣実績) 5月4日～8日 2名
- (7) 仮設住宅建設等
 (内容) 仮設住宅の建設等に関する助言や提言
 (派遣実績) 5月8日～12日 1名

※上記の他、本市の震災記録誌 100冊寄贈し、熊本市からの照会に対応した。

次に、政令指定都市市長会による調整を受けて、他の政令指定都市等と協調し、避難所運営支援及びり災証明受付業務・建物被害認定調査を行ったほか、各省庁及び熊本市等からの直接の要請を受けて下記のような支援を実施した。

概ね、発災から約1カ月間での支援であるが、り災証明受付業務及び建物被害認定調査(延べ107名)については9月まで、子供たちのケアに関しては平成28年度末までの支援を行っている。

アドバイザー派遣も加えて、トータルで約270名の職員を派遣した。

熊本市等からの要請による派遣：※は平成 28 年 5 月 17 日現在派遣中

- (1) 避難所運営支援(延べ人数 73 名)
 (内容)熊本市北区の避難所において、東日本大震災での経験や知見を踏まえた支援活動
 (派遣実績)
 (避難所運営支援職員)
 4月26日～5月5日 26名
 5月4日～12日 26名
 ※5月11日～19日 8名
 (避難所運営支援職員の補助要員)
 4月25日～5月5日 5名
 5月3日～11日 5名
 ※5月10日～20日 3名
- (2) 災害救助法事務・仮設住宅業務説明(延べ人数 3名)
 (内容)福祉避難所開設・運営等調整業務、仮設住宅の受付・調整、生活再建業務、健康保険業
 務等における助言
 (派遣実績) 4月23日～24日 3名
- (3) 災害廃棄物処理支援(延べ人数 4名)
 (内容)国や熊本県、益城町などの被災市町村に対し、がれき等の災害廃棄物の処理方針・処理
 計画の策定、実施体制の構築などの支援活動
 (派遣実績) 4月22日～25日 2名
 5月10日～12日 2名
- (4) 避難者の健康相談(延べ人数 18名)
 (内容)熊本市内の避難所において、保健師による避難者の健康相談などの保健活動
 (派遣実績)第1班 4月19日～23日 3名
 第2班 4月22日～29日 3名
 第3班 4月28日～5月5日 3名
 第4班 5月4日～11日 3名
 ※第5班 5月10日～17日 3名
 ※第6班 5月16日～23日 3名
 ※第7班は、5月22日～29日で3名派遣予定(現在の延べ人数には含めていない)
- (5) 医療支援(延べ人数 7名)
 (内容)日本医師会等からの要請に基づき、避難所等において、被災者に対する医療・看護活動
 (派遣実績)
 (DMATロジスティックチーム) 4月23日～29日 1名
 (DPAT) 4月28日～5月4日 4名
 (JMAT) 4月29日～5月2日 1名
 5月2日～5日 1名
 ※DPATとして、5月23日～29日で1名派遣予定(現在の延べ人数には含めていない)

- (6) 建築物応急危険度判定(延べ人数 6名)
 (内容)被災した市町村において、被災建築物応急危険度判定士の資格を有する職員が被災建築物の余震等による倒壊の危険性を応急的に判定
 (派遣実績)第A陣 4月22日～26日 2名
 第B陣 4月25日～29日 4名
- (7) 下水道災害復旧調査・復旧支援(延べ人数 24名)
 (内容)熊本市内の下水道施設における被害状況の調査や復旧支援活動
 (派遣実績)1班 4月19日～23日 2名 4月19日～26日 2名
 2班 4月21日～28日 4名
 3班 4月22日～28日 2名
 4班 4月27日～5月4日 3名 ※第4班以降は災害復旧支援活動
 5班 5月2日～10日 3名
 ※6班 5月8日～16日 4名
 ※7班 5月14日～21日 4名
 ※第8班は、5月19日～26日で4名派遣予定(現在の延べ人数には含めていない)
- (8) 罹災証明受付業務・建物被害認定調査(延べ人数 34名)
 (内容)熊本市における罹災証明受付業務・建物被害認定調査業務の支援
 (派遣実績)
 (罹災証明受付・建物被害認定調査に関する助言等)
 5月2日～5日 2名
 (罹災証明受付業務)
 5月2日～12日 5名
 ※5月11日～21日 5名
 (建物被害認定調査業務)
 5月2日～9日 6名
 ※5月8日～17日 8名
 ※5月16日～25日 8名
- (9) 水道管漏水調査・修繕(延べ人数 16名)
 (内容)宮城県管工業協同組合との協働により、熊本市内の水道管の漏水調査及び修繕
 (派遣実績)第1陣 4月28日～5月2日 3名
 第2陣 4月29日～5月3日 4名
 第3陣 5月3日～7日 6名
 第4陣 5月5日～8日 3名
 第5陣 5月8日～13日 4名
 第6陣 5月9日～13日 3名
- (10) 特別支援学級指導(延べ人数 8名)
 (内容)熊本市内の小中学校で子供たちのケアや、教諭等への助言
 (派遣実績) ※5月14日～21日 8名

4. 支援のまとめ

仙台市の人的支援については、①過去の災害でも実績のある法や協定等に基づく派遣（被災者の健康管理業務を行う保健師、下水道の被害調査を行う技術職員等々）、②独自の災害対策本部支援アドバイザー職員の派遣、を早急に実施し、更に、③政令指定都市市長会を通じた要請による派遣も実施した。

アドバイザーの派遣の中で、例えば、災害対策本部運営については既に他都市から十分な支援を受けていたケースもあった。しかし、実務を担当したベテランの職員を派遣したことで、日々移り変わる被災地での状況に合わせ臨機応変に対応することができたと考える。

一方、指定都市市長会の「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を受けて、被災された自治体に派遣するメンバーの選定、持参する物品等の準備を行っていたが、結果的には1対1の対口（たいこう）支援の形ではなく、指定都市の熊本市を他の指定都市や東京都で支援を行うように調整された。

甚大な被害を受けた小規模な自治体では、多くの職員が避難所運營業務に忙殺されている中に、多くの関係機関が支援に入る状況も見受けられた。こうした事態に対しては、総合力を有する指定都市が対口支援により避難所の運営を行える人員とともに伺い、管理職を役場に引き上げさせ、次に取るべき対応を協議し、合意が得られた必要な人員を更に派遣するような支援が理想ではないかと考えた。

更に、被災者への支援は、その多くが災害救助法に定める救助により実施されるが、被災自治体では救助内容や経費の多くが国庫負担であることなどが十分に周知されておらず、速やかな救助に繋がらない事例が見受けられた。更なる周知を行うほか、より速やかに救助を実施する体制や、保健師による被災者の健康管理、応急危険度判定、り災証明に関する業務等を法に定める救助と同等に位置付けることなどを検討し、被災者の立場に立った制度構築をお願いしたいと考えている。



写真1：避難所運営



写真2：「河北新報紙面より災害対策本部会議であいさつする天野氏（中央奥）
＝20日午後4時10分ごろ、熊本市役所
※右端であいさつする天野氏を見ているのが、大西一史熊本市長」



区役所に設置されたり災
証明受付窓口
※中央区役所は熊本市役所
本庁舎と合築

調査隊基地（市民会館）
での研修



市庁舎 14 階ホールに設
置された窓口ブース

写真3：り災証明

仙台市の支援業務詳細

その他	先遣隊
災害対策本部	災害対策本部支援・アドバイザー派遣
健康福祉・医療	健康福祉政策支援
	保健師（被災者の健康支援）
	子供の心のケアの講演
下水道関係	下水道施設被災状況調査
	下水道施設災害復旧支援
災害廃棄物	災害廃棄物処理支援
	家屋解体処理体制支援
	家屋解体、2次仮置き場造成
応急危険度判定等	応急危険度判定
	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業支援
その他	税務部門への情報提供・意見交換等
り災証明受付	り災証明受付業務支援
建物被害認定調査	建物被害認定調査業務支援
避難所運営	避難所運営支援
	避難所運営
水道関係	水道管漏水調査・修繕
健康福祉・医療	DPAT
	DMAT ロジスティックチーム
	JMAT
教育関係	特別支援学級指導支援
	児童・生徒への教育活動

5. 今後の支援のあり方について

平成28年の年末の市長訓示では、4月の熊本地震では多数の応援職員を派遣したことに触れ、「今後も震災の経験を生かして全国の自治体を支援する。」ことを明確に表明し、そのための教訓の伝達と事務のノウハウの維持に心を配ってほしいと要望した。

熊本地震の派遣の前の訓示で、東日本大震災で「できなかったこと」「ダメだったこと」をどのようにフォローしたかを伝えるようにという市長指示もあり、その経験を継承し、現状の災害法制等に沿った新たな対応を含めて、被災自治体への支援で力を発揮できる新たな研修・訓練を実施していきたい。

11月に開催された指定都市市長会議では、本市市長が復興特命担当として中心となって取りまとめた「平成28年熊本地震への災害対応に関する検証結果と主な改善案等について」の協議を行ったが、支援の改善策に加えて、指定都市各市が支援を受ける側になった場合の実効性のある受援計画策定を行うこととなった。

6. おわりに

本稿では、熊本地震における仙台市の支援について紹介してきた。東日本大震災の教訓やノウハウが、今回の支援でどれだけ生かされたのかを、これから検討していく必要がある。加えて、この経験をどう継承し、伝えていくかも考えていかなければいけない。今後のより具体的な受援計画の策定や訓練・研修において、これら課題を反映させていけるよう取り組んでいく次第である。

平成28年熊本地震にかかる報告について

<主な対応>

1 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画の適用

平成28年4月14日午後9時26分頃に発生した熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5（震度7）の前震を受けて、情報収集にあたっていた。

4月16日午前1時25分頃に発生した熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード7.3（震度7）の本震による被害状況や熊本市からの支援要請を受けている状況から、広域・大規模災害であり指定都市市長会としての支援が必要であると判断し、同日午前11時50分に行動計画の適用を決定した。

2 計画適用による体制

(1)中央連絡本部の設置

計画の適用と同時に、指定都市市長会会長（林 文子 横浜市長）を本部長とする中央連絡本部を指定都市市長会事務局に設置した。職員体制については、事務局職員を中心に、各東京事務所からの職員応援を得て整えることとした。

(2)先遣隊の派遣

計画の適用を受けて、ブロック幹事都市である広島市が先遣隊を派遣した。現地入りしていた北九州市先遣隊とともに情報収集とともに現地支援本部の立ち上げにあたった。

(3)現地支援本部の設置・解散

4月17日午前9時、現地支援本部設置担当市である広島市を中心に熊本県庁に現地支援本部を設置した。その後現地支援本部にて全国知事会等と協議を行い、当面熊本市の支援を指定都市が行い、それ以外のエリアの支援を知事会等が行う役割分担を行った。そのため同日午後2時、現地支援本部を熊本市役所へ移転した。

現地支援本部は、広島市4名、岡山市・北九州市・福岡市各3名の13名を基本としている。状況が落ち着いてきたことから、4月28日より、広島市3名、岡山市・北九州市・福岡市各1名の6名に体制を縮小した。

5月18日、避難所への職員派遣の終了に伴い、現地支援本部の業務が概ね収束すること、熊本市・各市間の個別連絡・調整により熊本市への支援が円滑に行えると見込まれることから、現地支援本部を解散した。

3 物資支援の実施

4月16日より熊本市の要請に基づき、物資支援を開始。

開始当初は、近隣であるDブロック（広島市、岡山市、北九州市、福岡市）より支援を行っていたが、被害状況の大きさが判明していく中で、4月17日より全19市から物資支援を行っていただくことを、本部より依頼した。これ以降、既に独自で動いていた市も含めて19市での支援を開始した。

4月21日熊本市の要請に基づき、物資支援を休止するまでに、下記の量の支援を実施した。

(物資支援状況)

品目	毛布	粉ミルク	粉ミルク (アレルギー)	紙おむつ (大人用)	紙おむつ (子供用)	トイレット ペーパー
量	46,282枚	35,072Kg	34Kg	43,583袋	147,592袋	10,4601パック

品目	生理用品	ブルーシート	ゴミ袋	ウェットティッシュ	タオル	アルファ化米
量	172,152袋	9,040枚	110,000パック	103,900袋	28,500枚	332,500食

品目	ビスケット類	おかゆ	保存パン等	水	哺乳瓶	ティッシュペーパー
量	298,610食	3,850食	110,112食	836,640本	2,700本	21,000袋

品目	簡易トイレ	排便収納袋	便凝固剤	手廻し ラジオライト	カセット コンロ	カセット ボンベ
量	1,609基	637,800枚	110,112袋	200個	300個	900本

※ 単位は、統一されていないため、代表的なものを使用している

4 人的支援の実施

熊本市の要請に基づき4月19日以降、指定都市市長会として人的支援を開始した。以下に指定都市市長会の枠組みで派遣されたものを記載する。

※その他にも、指定都市各市では、国や各種団体からの依頼に基づく支援、各種協定に基づく支援など、様々なスキームにより、消防士、医療職、保健師、環境業務職員等が派遣され現地支援に当たっている。

避難所支援 + 災証明発行、建物被害認定調査業務

4月19日～5月31日（現在） 延べ 17,718人

(1) 避難所運営支援職員の派遣

4月19日より、避難所運営支援のための職員を派遣した。第1週目は、Dブロックの4市に神戸市を加えた5市で支援し、第2週目以降は、A～Cブロックの15市で支援した。5月8日以降、避難所の集約に伴い職員派遣を順次縮小していった。なお、集約に伴い生まれた人員で災証明発行業務にあたっている事例もあった。

当初予定通り、5月18日をもって支援を終了した。

派遣延べ人数 一覧 (実績)

市名	派遣区（熊本市）	派遣期間	人数（人×日）
札幌市	東区	4/25～5/18	824
仙台市	北区	4/25～5/18	608
さいたま市	中央区	4/27～5/18	616
千葉市	南区	4/27～5/18	428
川崎市	中央区	4/27～5/18	624
横浜市	東区	4/25～5/18	896
相模原市	南区	4/26～5/18	400
新潟市	西区	4/27～5/18	308
静岡市	北区	4/26～5/18	444
浜松市	西区	4/26～5/18	368
名古屋市	中央区	4/26～5/18	942
京都市	北区	4/26～5/18	488
大阪市	東区	4/27～5/18	770
堺市	西区	4/27～5/18	352
神戸市	南区	4/20～5/8	607
岡山市	北区	4/20～4/28	738
広島市	西区・南区	4/20～4/27	672
北九州市	中央区	4/20～4/27	368
福岡市	東区	4/19～4/27	900
合計		4/19～5/18	11,353

(2)り災証明発行業務及び建物被害認定調査業務にかかる職員の派遣

4月27日より、り災証明発行業務支援及び建物被害認定調査業務支援のため、職員を派遣している。

派遣期間は、5月24日までの予定であったが、派遣期間の延長依頼を受け、6月30日までの延長を決定した。

派遣延べ人数 一覧 (実績)

市名	派遣期間	人数 (人×日)
札幌市	5 / 3 ~ 5 / 31	3 4 5
仙台市	5 / 1 ~ 5 / 31	3 2 1
さいたま市	5 / 1 ~ 5 / 31	1 4 0
千葉市	5 / 9 ~ 5 / 31	1 4 0
川崎市	5 / 1 ~ 5 / 31	2 8 2
横浜市	5 / 2 ~ 5 / 31	4 9 6
相模原市	4 / 30 ~ 5 / 31	3 1 4
新潟市	5 / 1 ~ 5 / 31	5 0 6
静岡市	5 / 2 ~ 5 / 31	2 3 6
浜松市	4 / 28 ~ 5 / 31	3 0 9
名古屋市	5 / 2 ~ 5 / 31	3 0 9
京都市	5 / 4 ~ 5 / 31	3 2 2
大阪市	5 / 2 ~ 5 / 27	2 5 5
堺市	5 / 9 ~ 5 / 31	1 5 5
神戸市	5 / 2 ~ 5 / 31	4 2 4
岡山市	5 / 4 ~ 5 / 31	1 7 0
広島市	5 / 1 ~ 5 / 31	3 5 2
北九州市	4 / 27 ~ 5 / 31	3 8 9
福岡市	4 / 27 ~ 5 / 31	9 0 0
合計	4 / 27 ~ 5 / 31	6, 3 6 5

(3)水道技術職員の派遣

4月19日より、水道ポンプ設備等の修繕のため電気設備の職員を、広島市2名、福岡市7名派遣した。